

## 意見書案第 3 号

### 福岡県として、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成26年3月26日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 中間市議会議員 | 宮下 寛  |
| 賛成者 | 〃       | 青木 孝子 |
| 〃   | 〃       | 田口 澄雄 |

## 福岡県として、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

住宅リフォーム助成制度は、住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度です。

住宅の改善を容易にするとともに、地元中小建設業者の仕事興しにつながり、直接、間接の経済効果は助成額の10数倍～30倍にのぼっています。

今やこの制度は全国に広がり2013年度現在で、秋田、青森、山形、広島、佐賀、長崎の6県と全国の556（約32%）の市町村で実施され、更に広がり続けています。

政令市では、相模原市に続き本県の北九州市が1昨年の4月から実施しています。また国においても今年度から50億円の予算化がなされています。

住宅リフォーム助成制度の実施で、地元中小建設業者の仕事が確保されることにより、職人を含む労働者の雇用を守ると同時に、新たな増大も起きています。更に地元中小建設業者の経営が好転すれば、自治体の税収が増えることにもつながります。

また、県内の各市町村は40年以上経過した住宅も多く、住宅リフォームを行うことで耐震化や快適な居住環境を促進することになります。

今、福岡県では、今年度中に実施予定の自治体を加えると約半数の自治体が住宅リフォーム助成制度を実施しています。県内の住民が等しくこの制度の恩恵を享受し、本県経済の活性化を促すためには、県の住宅リフォーム助成制度の創設が何よりも求められています。

よって本市議会は、地元中小建設業者の仕事を確保し、地域経済を活性化するとともに、住民の住宅リフォームへの需要に応えるためにも、福岡県の住宅リフォーム助成制度の創設を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

中間市議会

福岡県知事 小川 洋 様